

—令和7年度—
放課後等デイサービス事業所みらい 事業計画

1. 基本方針

児童福祉法及び、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に基づき、利用者とその家族のニーズに応じた個別支援計画の作成と5領域に対応した活動の設定、また、利用者が住み慣れた地域で生活が送れるように、卒業後の生活を見据えた生活スキルやソーシャルスキルの向上等を目的とした支援を行う。

年齢や特性に応じた総合的なニーズの確認を実施し、計画的なサービスを提供すると共に、それぞれの利用者に合ったサービス利用の目的の設定や保護者との相談対応の実施を行っていく。さらに、利用者や家庭に関わる関係機関と連携を図りながら利用者とその家族を包括的に支援していく。そして、利用者のライフステージや成長に合わせ、地域社会への参加、地域移行（インクルージョン）を進めていく。

2. 事業所の重点目標

【本人支援と地域との連携】

5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の考え方にに基づき、多様な遊びや体験活動を計画することで、利用者が主体的に参画できる活動や機会の確保を行い、日常生活の充実、生活面の自立に繋げていく。

個別支援計画作成の段階から、可能な限り利用者の意思を確認し、自己選択・自己決定を行っていく。そして、利用者の望む自己実現へ向けて支援を行っていく。また、学校や家庭と違う居場所を整えることで、利用者の心身の健康や情緒の安定に繋げていく。

放課後児童クラブや他の放課後等デイサービスと連携を図り、地域の子どもたちとの交流の機会を確保できるように努めていく。また、みらいが地域や家族に開かれた行事を企画し、家族参加や兄弟参加のできる機会を提案することで、利用者の共通理解を深めたり家族の絆を深められたりするきっかけ作りを行っていく。そして、企画だけではなく地域行事へ利用者と一緒に積極的に参加することで、地域理解へ繋げていく。

【職員の支援スキルの向上】

適切な支援を安定的に提供するため、支援スキルの向上を目指し、必要な職員配置や研修を実施していく。そして、利用者の権利擁護の側面から、利用者の特性を理解するためのケース会等を必要に応じて企画し、職員間で支援力の向上や理解を深められるようにしていく。また、危機管理・感染症対策・虐待防止・身体拘束廃止等の研修を計画的に実施し、職員が事業所における課題について考え、共通理解を深め互いに協力して解決ができる環境を整えていく。

児童発達支援センターによるスーパーバイズやコンサルテーションを活用し、第三者からの助言を参考に活動内容や職員の専門性の向上に努めていく。

3. 放課後等デイサービスみらい（利用者）の一日の流れ

① 平日（放課後）			
時間帯	内 容	時間帯	内 容
13:00	事業所出発 しげのぶ特別支援学校 みなら特別支援学校	13:30	事業所出発 (堀江小学校・粟井小学校 等)
14:25	しげのぶ小学部終業	14:30	事業所到着
14:35	みなら小学部終業（学内待機）		
15:15	しげのぶ中・高等部終業		
15:25	みなら中・高等部終業 (送迎車で下校)		
16:15	事業所到着 おやつ・各種活動	17:30	事業所出発（堀江小学校地区）
	帰りの集まり	18:00	事業所出発（上記以外）
18:00	事業所出発		

② 土日・祝日・長期休日課	
時間帯	内 容
8:00	事業所出発
10:00	事業所到着 各種活動
12:00	昼食・休憩 各種活動
15:00	おやつ 帰りの集まり
16:00	事業所出発

4. 送迎サービスの実施

【平日日課】 終業時刻に合わせて学校へ迎えに行き、事業所から各家庭へ送り出す。

対象学校:みなら特別支援学校、しげのぶ特別支援学校、愛媛大学附属特別支援学校
堀江小学校、粟井小学校、和気小学校、北条小学校 等

【休日日課】 予定表に合わせ、各家庭まで迎えに行き、事業所から各家庭へ送り出す。

5. 支援の具体的内容

- (1) 児童発達支援の5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）に基づいて、活動に狙いを設けつつ具体的な活動内容を検討していく。そして、5領域で相互に関連性を持たせていく。また、利用者のコミュニケーション意欲や参画意欲を引き出し、人と関わることを楽しむ気持ちを育てていく。

健康・生活	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩や季節感のある遊びの実践 ・交通ルールや公共の場でのマナーの理解 ・日常生活動作の定着と自立
運動・感覚	<ul style="list-style-type: none"> ・ミュージックケア、リトミック活動 ・サーキット、ボール遊び、粗大運動遊び
認知・行動	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の制作活動等の創造性のある活動 ・個別課題に取り組み概念の理解や行動面の切り替え、情緒面の安定に働きかける
言語・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルスキルトレーニング、集団活動での簡単なやりとり、 ・様々な制作活動や体験等を通してノンバーバルな気持ちの表出を促す
人間関係・社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ作り、買い物体験、釣り堀、ピザ作り体験、昼食作り体験、作業体験等

(2) その他

機能訓練の実施

- ・専門職(作業療法士)による機能訓練(毎週木曜日/月4回程度)を実施する。
- ・作業療法士と連携し、活動内容や支援の見直しを行う。

情報公開について

- ・ホームページやみらいだより等を通じ、活動内容や予約状況等についての発信を行う。

保護者や関係機関との連携について

- ・事業の実施にあたっては、各種関係機関と必要に応じて連携を図っていく。
- ・地域貢献の機会を設け、家族と協働した活動の提案や福祉施設の持つ資源を地域に還元していく
- ・法人内のサービス事業所や地域のサービス事業所の見学や体験を計画的に実施していく。
- ・家族参加型の行事を企画し、利用者やその家族のニーズの掘り起こしや疑問等の解消に努めていく。また、保護者同士が交流を持てる機会を定期的に企画していく。

6. 緊急時の対応および安全管理

サービス提供時の利用者の安全・病状の変化・事故等については下記のとおり、適切な対応に努める。

- (1)災害発生時を含む緊急的な連絡が必要な場合には、マックメールシステムを活用し、迅速に家族への情報伝達を行う。
- (2)サービス利用中に体調の変化や怪我が場合には、保護者に連絡を取り相談を行う。また、必要に応じて主治医やかかりつけ医療機関への連絡や診察の同行を行う。
- (3)緊急性が高い状態の場合には、救急医療機関への連絡・搬送等の対応を行う。